

改正

平成28年3月31日規則第4号

鹿角市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、鹿角市犯罪被害者等支援条例（平成23年鹿角市条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(見舞金の支給申請)

第2条 遺族見舞金の支給について、条例第10条第1項の申請をしようとする者は、遺族見舞金支給申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 被害者の死亡診断書

(2) 申請者と被害者の続柄を証明することができる戸籍謄本その他の証明書

(3) 申請者が被害者との婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類

(4) 申請者が配偶者（婚姻の届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類

(5) その他市長が必要と認める書類

2 傷害見舞金の支給について、条例第10条第1項の申請をしようとする者は、傷害見舞金支給申請書（様式第2号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 負傷した日及び負傷の状態に関する医師の診断書

(2) その他市長が必要と認める書類

(支給等の決定通知)

第3条 市長は、条例第11条の規定により見舞金の支給の適否を決定したときは、見舞金支給等決定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

(見舞金支払の請求)

第4条 前条の通知により見舞金を支給する旨の決定を受けた者は、速やかに、見舞金支払請求書(様式第4号)を市長に提出しなければならない。

(見舞金の支払)

第5条 市長は、前条の見舞金支払請求書を受け取ったときは、速やかに見舞金を支払うものとする。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月31日規則第4号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

様式第1号 (第2条関係)

様式第2号 (第2条関係)

様式第3号 (第3条関係)

様式第4号 (第4条関係)